

令和8年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

令和8年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日(2月19日)

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時40分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	5
日程第4 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について	6
日程第5 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	7
日程第6 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	8
日程第7 議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改定について	12
日程第8 議案第5号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	13
日程第9 議案第6号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	15
日程第10 議案第7号 令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	16
日程第11 議案第8号 令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	18
議了宣告	21
広域連合長の閉会挨拶	21
閉会宣告(午後2時38分)	22
会議録署名	23

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第42号
令和8年2月19日（木曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

1番	石	田	祥	子
2番	三	宅	朗	充
3番	宮	崎	誠	克
4番	山	下	正	寛
5番	阪	井	昌	行
6番	中	田	光	政
7番	高	重	洋	介
8番	正	田	洋	一
9番	福	原	謙	二
10番	連	石	武	則
11番	奥		陽	治
12番	真	田	光	夫
13番	新	田	真	一
14番	桂	藤	和	夫
15番	山	代	英	資
16番	奥	谷		求
17番	佐々木	由	華	
18番	南	澤	克	彦
19番	古	居	俊	彦
20番	宮	本		彰
21番	久留島	元	生	
22番	大瀬戸	宏	樹	
24番	大	江	昭	典
25番	中	村		忍
26番	閑	田	大	祐
28番	久保田	龍	泉	

欠席議員

23番	光	岡	美	里
27番	田	原	賢	司

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
広域連合事務局長	平	中		純
広域連合事務局次長兼総務課長	平	田	友	子
業務課長	山	下	尚	彦

総務課企画財政係長 松 本 一 載
業務課課長補佐兼資格保険料係長 北 修 治

議事補助員

議会事務局長 笠 原 美恵子
議会事務局長次長 小 松 大 高
書記 大 賀 遥

議事日程（第1号）

（令和8年2月19日 午後1時40分開議）

日程第1	議席の指定について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	議案第9号	広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第4	議案第1号	広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について
日程第5	議案第2号	広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第3号	広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第4号	広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改定について
日程第8	議案第5号	令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第6号	令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第7号	令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第11	議案第8号	令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時40分 開 会

○議長（宮崎 誠克）

ただいまの出席議員26名であります。地方自治法第113条により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。
広域連合長。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

令和8年第1回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、制度開始以降、被保険者数の増加に伴い、年々医療給付費も増大しており、高齢者の健康の保持・増進と併せて、医療費の適正化が大きな課題となっているところです。

こうした中、国においては、給付と負担のバランスを確保しつつ、増加する医療費を全ての世代が負担能力に応じて公平に支え合う観点から、高齢者の保険料負担割合の見直し、出産育児支援金に加え、子ども・子育て支援金の創設など様々な制度改正が進められているところでございます。

本広域連合といたしましては、こうした国の動向を注視しつつ、各市町、県と連携・協力し、円滑な制度運営に努めてまいります。

さて、来年度は保険料改定の年であるため、保険料率の増加の抑制と安定した財政運営の双方の観点から、算定作業を行ってまいりました。

本定例会に提出しております議案は、その令和8年度・9年度の保険料率の設定に関する条例改正のほか、第4次広域計画の一部改定、令和8年度当初予算などの重要案件を提出させていただいております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎 誠克）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、平谷広域連合長、平中広域連合事務局長、平田事務局次長兼総務課長、山下業務課長、総務課松本企画財政係長、業務課北課長補佐兼資格保険料係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」及び「令和7年度定期監査結果」について、監査委員から議長宛ての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（宮崎 誠克）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の「会議録署名議員」として18番南澤克彦議員、24番大江昭典議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（宮崎 誠克）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 誠克）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

△ 日程第3 「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第3「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

ただ今上程されました議案第9号「広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にありますように、高垣廣徳氏は、現在、東広島市長として御活躍中であり、知識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 誠克)

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 誠克)

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第4 「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」

○議長(宮崎 誠克)

次に、日程第4「議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長(平中 純)

議長。(挙手)

○議長(宮崎 誠克)

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長(平中 純)

ただ今上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の1ページ、及び別冊1の「令和8年第1回広域連合議会定例会議案資料」の1ページをお開きください。それでは、議案資料により説明いたします。

議案第1号「広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」です。「1 趣旨」です。行政手続法の一部改正により、書面掲示規制の見直しを行うなど、規定の整理を行うものです。「2 内容」です。不利益処分をしようとする場合の聴聞の手続について、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧可能な状態とするとともに、公示事項を記載した書面を掲示場に掲示する方法又は公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧可能な状態とする方法によって行うこととするものです。「3 施行期日」は、令和8年5月21日です。

説明は以上です。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第5 「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第5「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただ今上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の3ページ、及び別冊1の「令和8年第1回広域連合議会定例会議案資料」の2ページをお開きください。それでは、議案資料により説明いたします。議案第2号「広島県後期高齢者医療広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について」です。「1 趣旨」です。地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うものです。「2 内容」です。地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことにより、本文内の引用条文が条ずれを起こすことから、改正するものです。「3 施行期日」は、令和8年9月24日です。

説明は以上です。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第6 「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正について」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第6「議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

なお、説明につきましては、長くなりますので、座っていただいて結構です。

◎業務課長（山下 尚彦）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

業務課長。

◎業務課長（山下 尚彦）

ただいま、上程されました議案につきまして、恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案書の4ページ、及び別冊1「令和8年第1回広域連合議会定例会議案資料」の3ページをお開きください。

議案第3号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。令和8・9年度の保険料率の設定に当たっては、広域連合長の諮問機関である、学識経験者等から構成される運営審議会におきまして御審議いただき、1月19日、運営審議会会長から「承認する」旨の答申をいただきましたので、この度広域連合議会へ提案させていただくものでございます。

別冊1議案資料の3ページ、「1 趣旨」をご覧ください。

令和8年度及び令和9年度の2年間、財政の均衡を保つことができる保険料率を定めるとともに、子ども・子育て支援金賦課額の保険料率の新設や高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う保険料賦課限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険料の軽減措置等について、所要の改正を行うものでございます。

「2 内容」をご覧ください。「（1）基礎賦課額の保険料率の改定」ですが、令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の保険料率を、所得割率は0.0993、均等割額は5万5,090円に改めます。「（2）子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の新設」でございますが、令和8年度から基礎賦課額とあわせて徴収することとされた子ども・子育て支援金に係る令和8年度の保険料率は所得割率0.0025、均等割額1,337円とするものでございます。

「（3）基礎賦課額の限度額の改定」につきましては、保険料の上限を80万円から85万円に改め、「（4）子ども・子育て支援納付金額の賦課限度額の新設」に伴い、支援金に係る保険料の上限を2万1,000円といたします。

「（5）保険料軽減対象の見直し」につきましては、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減について、軽減対象となる所得判定基準額を引き上げるもので、次のページの表にありますように、5割軽減では5,000円、2割軽減では1万円が引き上がるものでございます。

なお、「（6）基礎賦課額の被保険者均等割額の減免特例」につきましては、令和8・9年度は特に均等割額の上昇が大きく見込まれることを踏まえ、7割軽減となる低所得者については、負担軽減として、令和8年度及び9年度の、この7割軽減にさらに100分の2を乗じた額を減免するものでございます。

「3 施行期日」は、令和8年4月1日でございます。

続きまして、この議案資料の改定内容となります新保険料率の設定に至る考え方等につきましては、別紙資料1「令和8年度及び令和9年度の後期高齢者医療保険料率の設定について」により御説明いたします。

1ページ「1 賦課額の算出方法」をご覧ください。

基礎賦課分の保険料は、まず令和8・9年度の2年間で必要となる医療給付費や、出産育児支援金、保健事業費などの支出見込み額の合計から、国からの負担金・調整交付金、県・市町の負担金、若い世代に負担いただく後期高齢者交付金などの収入見込み額の合計を差し引いた額を、保険料で賄われるべき保険料収納必要額として算出します。この「保険料収納必要額」に対しまして、一部、未納が発生することも考慮いたしまして、予定保険料収納率、令和6年度の広島県の実績値99.62%で除することにより、「基礎賦課総額」を算出し、全ての被保険者から賦課されます。

保険料賦課総額、保険料率算定に当たり、全ての被保険者に御負担いただく均等割と所得に応じて御負担いただく所得割によって構成されています。広島県の所得係数は、全国平均の1に対しまして、「0.9802」でしたので、この式により、均等割総額割合と所得割総額割合を48対52と設定しております。この構成比率から所得割率は、賦課総額の52%を被保険者の基礎控除後の所得総額の合計で除して、また、均等割額、賦課総額の48%を被保険者数で除して、それぞれ算出いたします。下段の令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金につきましても医療分と同様に所得割率及び均等割額を算出し、被保険者の方には、医療分に子ども子育て分を加えた額を納付していただくこととなります。

次のページ、「2 保険料率算定の基礎数値等」をご覧ください。「(1) 被保険者数」につきましては、年度平均の数値となっており、令和7年度末の広島県の被保険者数推計値に、各市町が調査を行った各年度中の75歳到達の被保険者の実数や亡くなられた被保険者率を加味した推計となっております。令和8年度は49万9,776人、令和9年度は50万3,819人を見込んでおります。

「(2) 医療給付費」につきましては、今回の改定により特に診療報酬が大幅に改定されたため、令和8年度の医療給付費は約5,061億円、令和9年度は約5,208億円と見込んでおります。

次に3ページの「(3) 予定保険料収納率」につきましては、一部の未納の見込んだ99.62%としております。「(4) 後期高齢者負担率」につきましては、世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、国が2年ごとに高齢者の保険料負担率を見直すものでございます。2年前、現行の保険料率を算定した時の12.67%から0.6ポイント上昇し、13.27%となっております。「(5) 賦課限度額」につきましては、先ほどの議案資料にて御説明したとおりでございます。

「3 剰余金の活用による保険料の増加抑制」でございます。

令和7年度決算見込みまでの剰余金74億円を収入として計上し、保険料の増加抑制を図ります。次に、「4 低所得世帯への軽減措置」につきましては、先ほどの議案資料の2(5)の「保険料軽減対象の見直し」7割、5割、2割の軽減を御説明したとおりでございます。

次の4ページの「5 保険料率の算出」をご覧ください。

まず、「(1) 保険料賦課総額」でございます。医療分につきましては、これまで御説明した保険料賦課総額を表に示しております。表の左の列から、各試算項目区分における令和8・9年度分の算出額と2年前の算定時を比較しておりますが、ほぼ、いずれも増額となっております。保険料賦課総額はこの表の下から2番目で今回算出額は約1,161億円となっております、これが全ての被保険者から収めていただく額でございます。なお、下段の表は子ども子育て分に係る賦課総額で、今回、約14億円が賦課総額となります。なお、子ども子育て分の収入見込みはございません。

次に5ページの「(2) 保険料率(案)」でございます。

お示した賦課総額をもとに、保険料率を算出した結果でございます。医療分均等割額は、5万5,090円となり、所得割率は9.93%となります。先ほどの議案資料基礎賦課額の保険料率の改定でお示した額と率でございます。また、被保険者一人当たりの賦課総額も11万5,676円と現行の算定時より1万645円増加しております。なお、子ども子育て分は令和10年度まで、段階的に負担額の見直しが行われることから令和8年度のみ料率を算出しております。均等割額が1,337円、所得割率が0.25%、被保険者一人当たりの賦課額が2,817円となりました。以上が、保険料率の算定結果でございます。

6ページは参考といたしまして、上段に過去の保険料率の推移をお示しております。令和8・9年度については、子ども子育て分を含まない料率となっております。診療報酬の改定などの影響によりまして、過去の料率算定時に比べ、高い伸び率となっております。下段は、公的年金収入のみの単身世帯におけます令和7年度と8年度の新保険料率による年間保険料額の算出事例を記載しております。上は医療分のみ、下段は子ども子育て分を加えた金額になります。また、低所得世帯に対する均等割額軽減を加味した結果となっております。

改めまして、この度の保険料率の算定では、診療報酬の大幅な改定や子ども・子育て支援金の創設など、後期高齢者にとって新たな負担が生じる内容となっております。

説明は以上でございます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(宮崎 誠克)

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第7 「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改定について」

○議長（宮崎 誠克）

次に日程第7「議案第4号 広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改定について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（平中 純）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（平中 純）

ただいま上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の9ページ、及び別冊1「令和8年第1回広域連合議会定例会議案資料」の5ページをお開きください。議案第4号「広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改定について」でございます。

地方自治法第291条の7第2項及び第3項の規定により、第4次広域計画を一部改定するもので、改定に当たりましては、本年1月に開催された広域連合長の諮問機関である運営審議会において、最終案を提示し御審議いただいた結果、運営審議会会長から「承認する」旨の答申をいただきましたので、この度広域連合議会へ提案するものでございます。

それでは、議案資料により説明いたします。

「1 趣旨」です。被保険者証の廃止等を定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が

施行されたことに伴い、令和6年12月2日以降、被保険者証は発行されないこととなりました。これに伴い、被保険者の資格管理に関する事務等について変更するほか、所要の改定を行うものです。

「2 主な変更内容」です。被保険者証の廃止及び資格確認書等の運用に伴う変更、高齢者人口や医療費等の統計データの最新値への更新、保健事業と介護予防の一体的な実施について、国が作成した「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版」及び「広島県後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画」を踏まえた内容及び文言への変更、「広島県後期高齢者医療広域連合公用文に関する規程」の一部が改正されたことに伴う横書きでの読点の表記の変更等となります。

「3 変更箇所」については、別紙資料2の新旧対照表のとおりです。

説明は以上です。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第8 「議案第5号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第8「議案第5号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

ただいま、上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の21ページをお開きください。議案第5号「令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,426万円を減額し、予算の総額をそれぞれ16億546万7,000円とするものです。

22ページをご覧ください。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入です。「1款 分担金及び負担金」「1項 負担金」の28万3,000円の減額は、広域連合電算処理システム機器等賃貸借契約の締結に伴い、希望する市町に設置する2台目以上の端末1台当たりのリース料が、当初の見込み金額より低い金額で確定したことに伴い、事務費市町分賦金の減額を計上したものです。「4款 繰入金」「1項 基金繰入金」の4,397万7,000円の減額は、特別会計への事務費繰出金の減額等に伴い、財政調整基金からの繰入金の減額を計上したものです。

続きまして、23ページをご覧ください。歳出です。「3款 民生費」「1項 社会福祉費」の4,426万円の減額は、特別会計の事務費の減額に伴い、特別会計への事務費繰出金の減額を計上したものです。

以上、上程されました議案について概要を説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第9 「議案第6号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第9「議案第6号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。
本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

ただいま、上程されました議案について、御説明いたします。

議案書の24ページをお開きください。議案第6号「令和7年度広島県後期高
齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、第1条に
ありますように、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,879万8,000円を減額し、
予算の総額をそれぞれ4,978億4,855万1,000円とするものです。

25ページをご覧ください。この補正の内容について御説明いたします。まず、
歳入です。「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」1,649万5,000円の増額
は、後期高齢者医療広報事業に係るマイナンバーカードと健康保険証の一体化
及び資格確認書、資格確認書の暫定運用の周知に関する費用が当初の見込みを
下回ること等による調整交付金の減額、東日本大震災の避難者等である被保険
者に対する一部負担金及び保険料減免の特例措置に係る「後期高齢者医療災害
臨時特例補助金」の計上、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周
知広報等に要する経費に係る「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」
の計上を合計したものです。「7款 繰入金」「1項 一般会計繰入金」4,426
万円の減額は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の計上等に伴い、
一般会計からの繰入金額の減額を計上したものです。「2項 基金繰入金」
5,103万3,000円の減額は、出産育児支援金額の決定による財源更正等に伴い、
給付準備基金からの繰入金額の減額を計上したものです。

続きまして、26ページをご覧ください。歳出です。「1款 総務費」「1項
総務管理費」2,711万9,000円の減額は、支給決定通知書等作成業務委託料が予
定価格より低額で落札されたことに伴い不用となった額の減額や、資格確認書
の暫定運用の期間延長の周知に係る郵送料が特別割引適用になったことに伴い
不用となった額の減額等によるものです。「4款 支払基金拠出金」「1項
支払基金拠出金」4,787万9,000円の減額は、出産育児支援金額の決定に伴い、

減額するものです。「5款 保健事業費」「1項 健康保持増進事業費」380万円の減額は、歯科健康診査に係るコールセンター業務委託料が予定価格より低額で落札されたことに伴い不用となった額の減額及び後発医薬品利用差額通知業務委託料が予定価格より低額で落札されたことに伴い不用となった額の減額によるものです。

次に27ページをご覧ください。第2表 繰越明許費です。これは、「電算処理システム運用管理事業」のうち、子ども・子育て支援納付金制度の開始に伴う業務支援プログラムの開発について、国民健康保険中央会のシステムのリリース予定日が遅延したことにより、年度内では完了しないことが判明したため、事業費の一部を翌年度へ繰り越すものです。

以上、上程されました議案について概要を説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第10 「議案第7号 令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第10「議案第7号 令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいて結構です。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

ただいま、上程されました議案について、御説明いたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案書の28ページをお開きください。議案第7号「令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてです。本予算は、第1条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ15億9,002万6,000円とするものです。第2条については、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

31ページをお開きいただきまして、「第2表 債務負担行為」にありますように、新たに令和8年度に更新が必要となる財務会計システム保守業務委託料について、期間を令和9年度、限度額を66万円とした債務負担行為を設定しています。28ページにお戻りいただきまして、第3条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めています。

歳入歳出の詳細については、別冊4「令和8年度 広島県後期高齢者医療広域連合 一般会計当初予算説明書」により御説明いたします。

別冊4の4ページをお開きください。まず、歳入について主なものを御説明いたします。「1款 分担金及び負担金」です。これは、各市町からの事務費分賦金で、予算額は14億9,762万円です。歳入の94.2%を占めており、前年度比4,116万5,000円の減としています。これは、特別会計の歳入において、預金金利の上昇に伴い預金利子が増加したことにより、一般会計の民生費の特別会計事務費繰出金が減額となったことなどによるものです。6ページをお開きください。「2款 国庫支出金」375万5,000円は、保健事業の推進に従事する職員の人件費及び「意見を聞く場」の設置等に要する経費として、運営審議会の運営に要する経費に対する交付金を計上したものです。8ページをお開きください。「3款 財産収入」516万9,000円は、財政調整基金の利子収入です。10ページをお開きください。「4款 繰入金」は、8,000万円です。これは、事務経費の計上で生じる市町の負担を軽減するため、財政調整基金から繰り入れるものです。引き続き、市町の負担の増加を軽減し、健全な財政運営を維持するため、必要に応じて財政調整基金の繰入を行うこととしています。

続いて、歳出についてです。引き続きこの冊子の18ページをお開きください。「1款 議会費」、これは、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、予算額は238万7,000円を計上しており、前年度比9万円の増としています。20ページをお開きください。「2款 総務費」です。20ページから27ページまでが「1項 総務管理費」で、派遣職員給料等負担金をはじめ、事務所の使用に係

る使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費を計上しています。26ページをお開きください。総務管理費の総額は、左下の計のとおり、4億5,877万1,000円を計上しており、前年度比268万1,000円の減としています。減額の主な理由は、高額療養費の2割負担の方の配慮措置の終了に伴う高額療養費の振込件数の減による、金融機関事務取扱手数料の減額などによるものです。28ページの「2項 選挙費」については、前年度と同額の8万1,000円を、30ページの「3項 監査委員費」についても、前年度と同額の7万5,000円を計上しています。32ページをお開きください。「3款 民生費」は、特別会計への事務費繰出金として11億2,351万6,000円を計上しており、前年度比5,253万円の減としています。減額の主な理由は、特別会計の事務費に充当する一般財源のうち、預金利子が増加したことにより、繰出金額が減となったことによるものです。34ページの「4款 公債費」については、前年度比2万1,000円増の19万6,000円を、36ページの「5款 予備費」については、前年度と同額を計上しています。38ページから41ページは給与費明細書です。

以上、上程されました議案について概要を説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第11 「議案第8号 令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（宮崎 誠克）

次に、日程第11「議案第8号 令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明いただいて結構です。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）
議長。（挙手）

○議長（宮崎 誠克）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（平田 友子）

ただいま、上程されました議案について、御説明いたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議案書の32ページをお開きください。議案第8号「令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてです。本予算は、第1条にありますように予算総額を歳入歳出それぞれ5,135億1,721万6,000円とするものです。後期高齢者医療制度は、2年の特定期間を単位に財政計画を立て、保険料率を設定して運営することとされており、令和8年度は特定期間の1年目で、新保険料率の算定基礎数値を基に予算編成を行っています。

第2条については、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

35ページをお開きいただきまして、「第2表 債務負担行為」にありますように、新たに資格確認書等印刷封入封緘業務委託料について、期間を令和9年度、限度額を120万5,000円とした債務負担行為を設定しています。32ページにお戻りいただきまして、第3条では一時借入金の限度額を20億円と定めています。第4条は、歳出の「2款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、同一款内で各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものです。

それでは、別冊5「令和8年度 広島県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 当初予算説明書」により、主な内訳を御説明いたします。

別冊5の4ページをお開きください。歳入の主なものについてです。まず、「1款 市町支出金」です。「1項 市町負担金」のうち「1目 保険料等負担金」は、588億618万1,000円で、対前年度比64億4,432万6,000円の増となっています。これは、保険料率の算定基礎とした被保険者数と一人当たり基準所得額等の推計から算出しています。また、このうち令和8年度より開始される「子ども・子育て支援納付金制度」の負担金額は、14億1,757万円となっています。これは、国から示された全広域連合からの支援納付金総額及び被保険者総数を基に、当広域連合の被保険者数及び所得係数から算出しています。「2目 療養給付費負担金」は、398億1,981万6,000円で、対前年度比12億6,111万2,000円の増としています。

続いて、6ページからは、「2款 国庫支出金」、10ページからは、「3款 県支出金」、14ページは、「4款 支払基金交付金」、これは現役世代からの医療給付費の約4割相当の支援金です。16ページは「5款 特別高額医療費共同事業交付金」となっています。18ページ、「6款 財産収入」は、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として4,466万5,000円を計上しています。続いて、20ページ、「7款 繰入金」、「1項 一般会計繰入金」は、一般会計から特別会計への事務費繰入金で、11億2,351万6,000円、前年度比5,253万円の減としています。22ページの「2項 基金繰入金」は、給付準備基金からの繰入金として33億2,783万8,000円を計上しています。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。34ページをお開きください。34ページから37ページまでは「1款 総務費」で、資格確認書や医療費通知等の発送に係る役務費、各種電算システムの運用管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料など、後期高齢者医療制度の運営に関する事務経費で、総額で13億774万2,000円を計上し、前年度比9,662万4,000円の増としています。増額の理由は、マイナ保険証の利用促進、資格確認書の暫定運用の見直しに係るリーフレット作成、封入封緘業務及び被保険者へ通知するための郵送費用、広域連合システム機器のライセンスのサポート終了に伴うライセンス更新などによるものです。38ページをお開きください。38ページから45ページまでは「2款 保険給付費」で、特別会計予算額の99.0%を占めています。先程御説明しましたとおり、保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しており、38ページの「1項 療養諸費」、40ページの「2項 高額療養諸費」、42ページの「3項 葬祭費」、44ページの「4項 傷病手当金」を合わせて、恐れ入ります、3ページにお戻りいただきまして、事項別明細書、歳出の上から2段目、「2款 保険給付費」のとおり5,085億3,122万円を計上しており、前年度比180億1,557万6,000円の増としています。増加した主な要因としては、診療報酬改定の影響や、後期高齢者数の増加等により療養給付費が増加したことによるものです。

それでは、先ほどの続きに戻りまして、恐れ入りますが、46ページをお開きください。「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業に係る拠出金で、下の計のところですが、4億923万6,000円を計上し、前年度比1億494万1,000円の増としています。48ページをお開きください。「4款 支払基金拠出金」は、下の計のところですが、20億2,201万8,000円を計上し、前年度比17億803万円の増としています。増額の理由は、令和6年度に導入された後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する出産育児支援金について、令和8年度に後期高齢者医療での支援割合の激変緩和措置が終了することに伴う負担額の増加や、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金に係る納付金を新たに計上することによるものです。50ページをお開きください。「5款 保健事業費」です。保健事業費は、医療費の適正化や、後期高齢者の多様な健康課題に対応した保

健事業を実施するための経費を計上したもので、下の計のところですが、10億9,641万6,000円、前年度比1億3,292万3,000円の増としています。保健事業費の増額の要因は、保健事業・介護予防一体的実施事業について、各市町への業務委託料が、国の交付基準の見直し等により増額となったことなどによるものです。

以上、上程されました議案について概要を説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎 誠克）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 誠克）

起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（宮崎 誠克）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長の挨拶がございます。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

令和8年第1回広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（宮崎 誠克）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。

皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時38分

閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長

宮崎誠克

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

南澤克彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

大江昭典